

戸 田 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 議 事 録

招集期日	令和7年6月20日（金）					
場 所	戸 田 市 役 所 1 階 1 0 2 会 議 室					
開会時刻	午後 1 時 3 0 分					
閉会時刻	午後 2 時 5 0 分					
会 長	助友 裕子					
委 員 出 席 状 況	萩原 康子	⓪ 欠	長岐 緑	⓪ 欠	古市 真人	⓪ 欠
	武内 幸恵	⓪ 欠	早船 直彦	出 ⓪ 欠	梅田 浩	出 ⓪ 欠
	齋藤 友希	⓪ 欠	染川 智行	⓪ 欠	市川 悦夫	出 ⓪ 欠
	星 宏和	⓪ 欠	助友 裕子	⓪ 欠	山本 学	⓪ 欠
	丸山 美春	⓪ 欠	栗原 秀行	⓪ 欠	安藤 浩	⓪ 欠
事 務 局	健康福祉部 櫻井部長			健康福祉部 清水次長		
	健康福祉部保険年金課 福田課長			健康福祉部保険年金課 太田主幹		
	健康福祉部保険年金課 滝沢主幹			健康福祉部保険年金課 高橋主事		

会 議 の 経 過 及 び 結 果	
審議案件 (1) 戸田市国民健康保険について (2) その他	
事 務 局	司会及び開会のあいさつ
部 長	あいさつ
事 務 局	委員の紹介及び事務局あいさつ
	○戸田市国民健康保険に関する規則第 4 条第 4 項の規定に基づき会議に必要な定足数(1 5 名中 1 2 名出席)に足りているため会議が有効である旨を報告
事 務 局	次に、戸田市国民健康保険運営協議会会長の選任となります。 国民健康保険法施行令第 4 条第 1 項の規定により、公益代表委員の中から選出することとなりますが、事務局からの指名推薦という形でのるしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
事 務 局	それでは、日本女子体育大学教授 助友委員を推薦したいと思います が、委員の皆様、いかがでしょうか。
委 員	(異議なし)
事 務 局	異議なし、ということで、皆様からのご推挙ということになりますが、助友委員、お願いできますでしょうか。
会 長	お受けいたします。
会 長	あいさつ
事 務 局	○戸田市国民健康保険に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき会長が議長となる旨報告

会 長	それでは、次第に基づきまして、進行いたします。 はじめに、「(1) 戸田市国民健康保険について」を議題といたしますので、先ずは前半部分として資料の 1 3 ページまでを事務局から説明願います。
事 務 局	【資料に基づき説明を行う。】
会 長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等はございますか。
委 員	(特になし)
会 長	特にご意見等がなければ、後半部分に進みますので、資料の 1 4 ページ以降について、引き続き事務局から説明願います。
事 務 局	【資料に基づき説明を行う。】
会 長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等はございますか。
委 員	資料の 4 ページについて、現状における国保の世帯主の職業比率が示されているが、「無職」の中には生活保護世帯が含まれていますか。
事 務 局	生活保護受給者は、国保に加入していないため含まれません。
会 長	他にはございますか。被保険者代表の委員の方々は何かございますか。
委 員	国保が取り巻く状況を説明いただき、色々と知ることができました。これから勉強をして、自分なりの意見を持ちたいと思います。
会 長	被用者保険等保険者代表の委員からは、何かございますか。
委 員	事業費納付金が高額であるという説明があったが、我々の分野にも似たような仕組みがあり、いかに安定的に収入を確保していくかは、どの分野でも大きなテーマであると感じました。
会 長	公益代表の委員からは、何かございますか。
委 員	低所得者向けの支援を事業として行っており、日々、物価高騰等による影響を感じていますが、税収を確保しなければならない一方で、低所得者

	等に対する配慮も必要であるという点は、非常に難しい問題である。
委 員	(特になし)
会 長	それでは、私の方から質問させてください。国民健康保険制度の目的には、「保険給付」と「保健事業」の側面があるとの説明がありました。医療費の適正化を図るため、効果的な保健事業の必要性は高いと認識していますが、戸田市では、何に重点を置いて保健事業を実施していますか。
事 務 局	第3期データヘルス計画の策定過程において、戸田市の国保の被保険者は、若い世代の生活習慣の乱れが県内の他自治体と比べても顕著であることが分析結果として表れています。そのため、特定健康診査や特定保健指導の勧奨に当たっては、若い世代に対し、健康意識を高めることを自分事として考えていただけるようなアプローチを心がけています。
会 長	他にご意見等はございますか。
委 員	(特になし)
会 長	戸田市の国保の現状を踏まえ、国保税の今後の在り方を考える上で非常に重要な内容となっておりますが、なかなかこの場ですぐにご意見をいただくのは難しいところもあるかと思います。そのため、委員の皆様は「ご意見票」を配布させていただき、期日までに事務局に送付していただく形を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	それでは、案件(1)については、以上となります。 続きまして、「(2)その他」を議題といたしますので、事務局から説明願います。
事 務 局	連絡事項も含めまして、2点ございます。 1点目は、先ほど会長からもご提案いただいた「ご意見票」の提出について、メール、FAX 等どのような形でも構いませんので、7月4日(金)までにお願いたします。なお、「ご意見票」の内容は、事務局へのご質問のほか、本市における令和8年度の国民健康保険税や国民健康保険全般に関するご意見となっております。 2点目は、次回の国民健康保険運営協議会の会議日程です。例年同様、

事務局	9月頃の開催を予定していますが、案件の内容に応じて、開催日時や開催方式を決定し次第、事前に連絡させていただきます。 1点ここで補足させていただきます。新たな任期での初回の会議ということもあり、国保制度の概要や戸田市の国保の現状、国保税に係る課題について、本日使用した資料も含めて、1つ1つ分かりやすい説明をさせていただきました。本日の内容は、今後の会議での議論において非常に重要なものとなってまいりますので、その点ご留意いただけると幸いです。
会長	事務局からの説明が終わりました。何かご意見等はございますか。
委員	(特になし)
会長	それでは、以上をもちまして本日の審議案件は全て終了となります。議事進行を事務局にお返しします。
事務局	会長、議事進行どうもありがとうございました。以上で、令和7年度第1回戸田市国民健康保険運営協議会を終了します。



戸田市国民健康保険について

令和7年6月
戸田市保険年金課



1 国民健康保険運営協議会	(1) 概要	P.1
	(2) 令和 6 年度の会議経過	P.2
2 国民健康保険制度の概要	(1) 国保の制度改革と課題	P.3
	(2) 国保制度における都道府県・市町村・国保連合会の役割分担	P.7
	(3) 国民健康保険特別会計の運営	P.8
	(4) 国保制度と保健事業	P.9
3 戸田市国保の現状	(1) 戸田市国保の被保険者数	P.10
	(2) 国保制度の課題と戸田市の現状 ～	P.11
4 埼玉県国民健康保険運営方針と保険税水準の統一	(1) 保険税水準の統一	P.14
	(2) 埼玉県国民健康保険運営方針（第 3 期）の概要	P.15
	(3) 保険税水準の統一に向けての主な取組	P.16
	(4) 近隣自治体の対応状況 ・	P.17
5 戸田市の国民健康保険税の課題	(1) 子ども・子育て支援金制度への対応	P.19
	(2) その他繰入金の削減・解消	P.20
	(3) 適正な保険税率の検討	P.21
	(4) 令和 9 年度標準保険税率の推計に基づく試算	P.22

1 戸田市国民健康保険運営協議会



(1) 概要

- 根拠法令
- 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 条第 2 項
「市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。」
 - 戸田市国民健康保険条例（昭和 3 9 年条例第 2 7 号）第 2 条
「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、戸田市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。」

所掌事項

- ・ 一部負担金の負担割合に関する事項
- ・ 保険税の賦課方法に関する事項
- ・ 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- ・ 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- ・ その他国民健康保険事業の運営上重要なものと認められる事項

委員構成

- ・ 被保険者を代表する委員 4 人
- ・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人
- ・ 公益を代表する委員 4 人
- ・ 被用者保険等保険者を代表する委員 3 人

(2) 令和 6 年度の会議経過

令和 6 年度

第 1 回 (令和 6 年 5 月 2 9 日 (水))

- 議事案件 ・ 戸田市国民健康保険の現状について
・ その他

第 2 回 (令和 6 年 9 月 1 7 日 (水))

- 議事案件 ・ 令和 6 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
・ 令和 5 年度戸田市国民健康保険特別会計決算について
・ 国民健康保険税率について
・ その他

第 3 回 (令和 6 年 1 2 月 1 9 日 (木))

- 議事案件 ・ マイナンバーカードの健康保険証利用に伴う対応について
・ 赤字削減・解消計画の変更について
・ その他

2 国民健康保険制度の概要



(1) 国保の制度改革と課題

国保の構造的課題

年齢構成が高く、医療費水準が高い
所得水準が低い
保険料負担が重い
保険料（税）の収納率
一般会計から国保特別会計への繰入
財政運営が不安定になるリスクの高い
小規模保険者の存在
市町村間の格差

国保改革（平成30年度～）

財政運営の都道府県単位化・都道府県と市町村の役割分担
・都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担う
・市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、保健事業等の地域における細かい事業を引き続き担う。
・都道府県が統一的な方針として「国保運営方針」を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進

財政支援の拡充
・低所得者対策の強化、保険者努力支援制度等、財政支援の拡充により財政基盤を強化

今後の課題

- 【A】医療費適正化の更なる推進
- 【B】法定外繰入の解消
- 【C】保険税水準の統一に向けた議論

参考資料 1 国保（市町村）の現状

国民健康保険中央会発行「国保のすがた」より引用

		令和4年	昭和36年
被保険者数(年度末)		2,413万人	4,511万人
対総人口比		19.3%	47.0%
1世帯当たり被保険者数		1.5人	4.2人
前期高齢者加入率		44.2%	4.8%(老人加入率)
世帯主の職業	農林水産業	2.1%	44.7%
	自 営 業	16.5%	24.2%
	被 用 者	32.0%	13.9%
	無 職	45.3%	9.4%
	そ の 他	4.0%	7.8%

(注) 1.厚生労働省資料をもとに作成。

2.被保険者数の減少は、平成20年4月より施行された後期高齢者医療制度の影響等による。

3.前期高齢者…65歳から74歳までの高齢者。

4.老人加入率…70歳以上の被保険者加入率。

参考資料 2

国保（市町村）・協会けんぽ・健保組合の比較

国民健康保険中央会発行「国保のすがた」より引用

	国保(市町村)	協会けんぽ	健保組合
保険者数(令和4年3月末)	1,716	1	1,388
加入者数 (令和4年3月末)	2,537万人 (1,690万世帯)	4,027万人 被保険者2,507万人 被扶養者1,519万人	2,838万人 被保険者1,641万人 被扶養者1,197万人
加入者平均年齢(令和3年度)	54.4歳	38.7歳	35.7歳
65～74歳の割合(令和3年度)	45.2%	8.2%	3.5%
加入者一人当たり医療費(令和3年度)	39.5万円	19.4万円	17.1万円
加入者一人当たり 平均所得(※1)(令和3年度)	93万円 一世帯当たり140万円	169万円 一世帯当たり(※2)272万円	237万円 一世帯当たり(※2)408万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和3年度)(※3) <事業主負担込>	8.9万円 一世帯当たり13.5万円	12.2万円<24.4万円> 被保険者一人当たり 19.6万円<39.2万円>	13.5万円<29.5万円> 被保険者一人当たり 23.2万円<50.8万円>
		平均保険料率10.00%	平均保険料率9.23%
保険料負担率(※4)	9.6%	7.2%	5.7%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の負担が 重い保険者等への補助
公費負担額(※5)(令和6年度予算ベース)	4兆1,353億円(国2兆9,819億円)	1兆1,344億円(全額国費)	1,253億円(全額国費)

(注) 厚生労働省資料をもとに作成。

(※) 1.国保(市町村)については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを加入者数で除したものの、「(国民健康保険実態調査)の前年所得を使用している。」協会けんぽ、健保組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

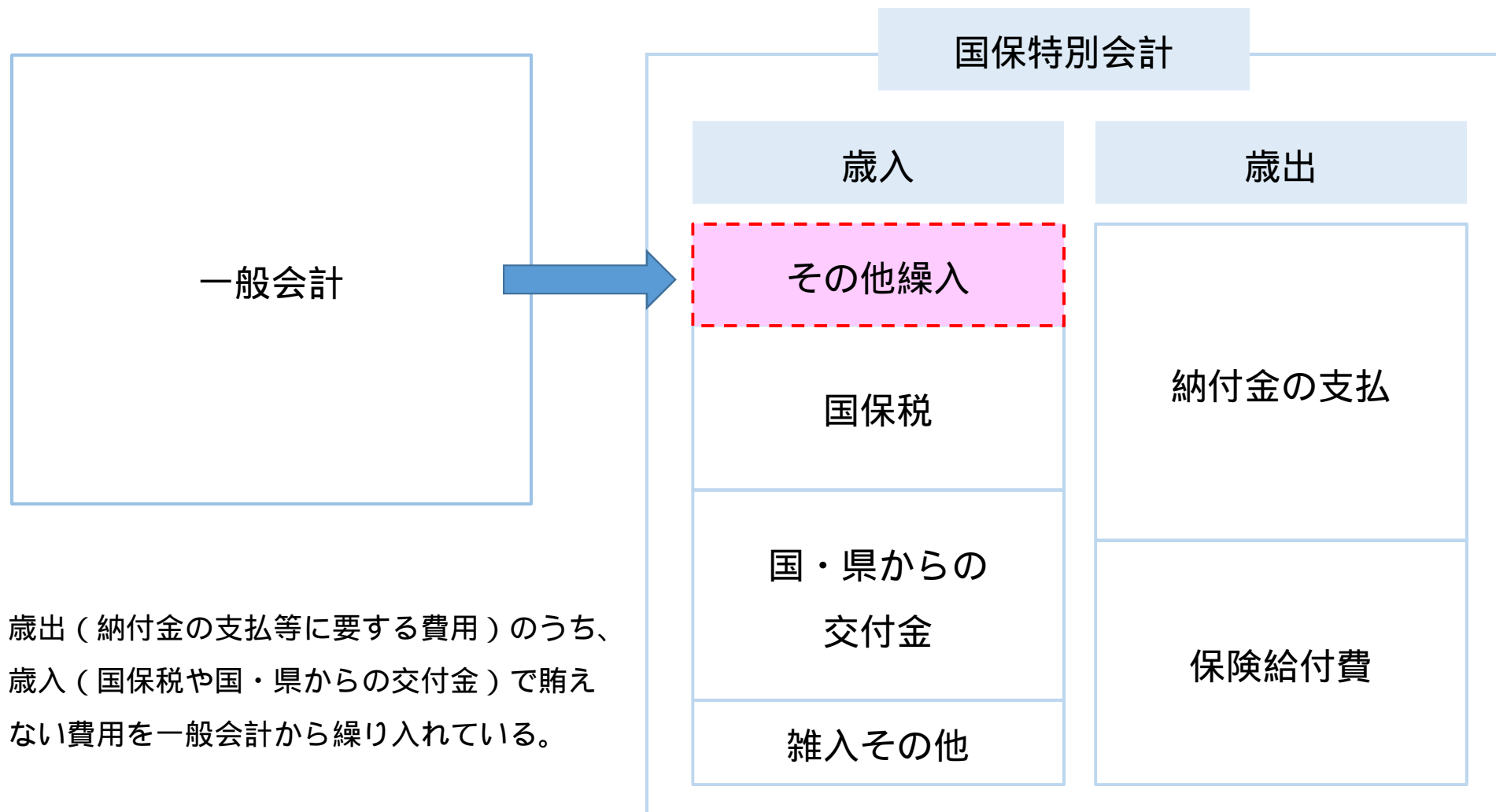
2.被保険者一人当たりの金額を表す。

3.加入者一人当たり保険料額は、国保(市町村)は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

4.保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

5.介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

参考資料3 一般会計から国保特別会計への繰入れ

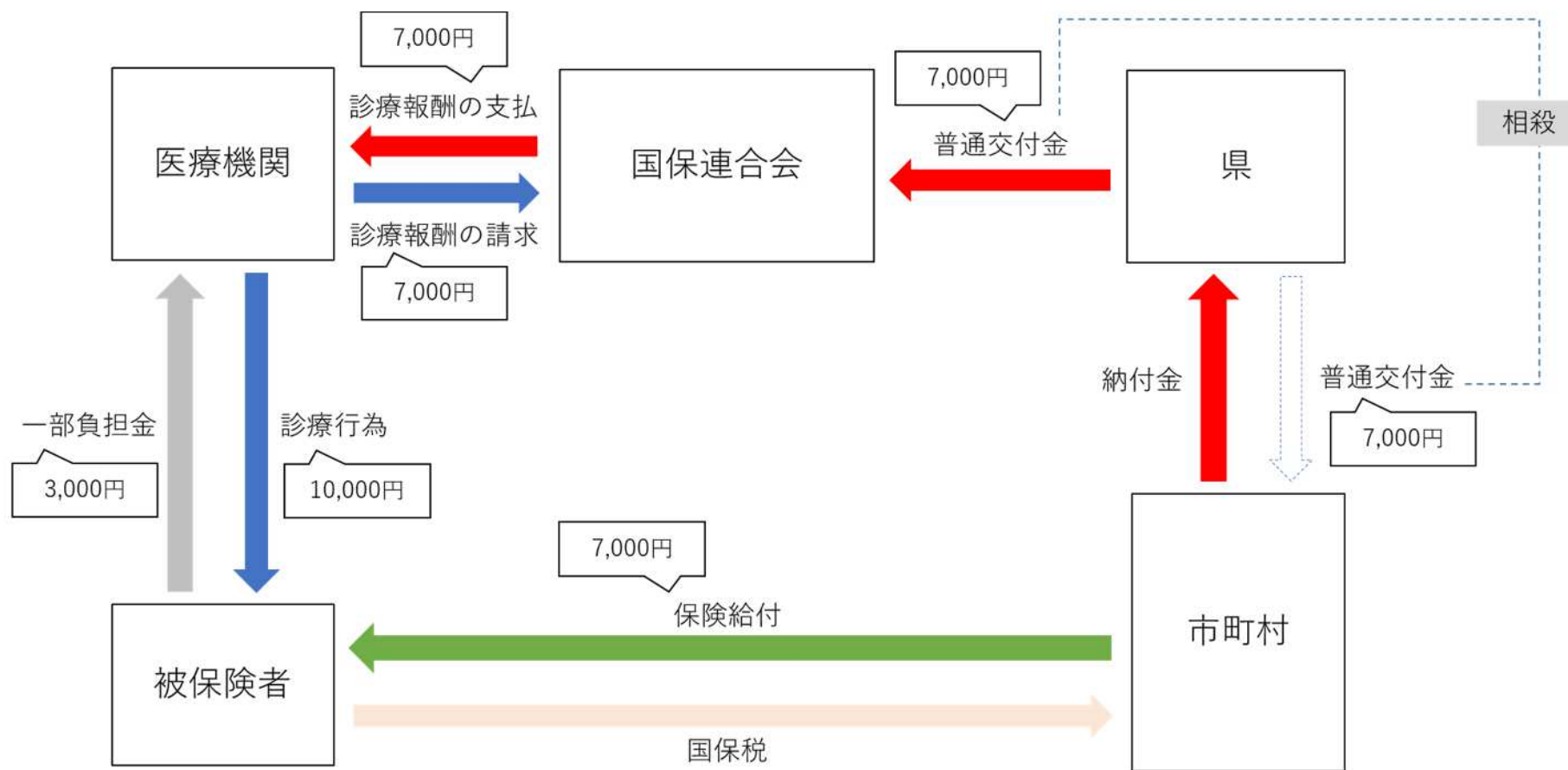


(2) 国保制度における都道府県・市町村・国保連合会の役割分担

	都道府県の役割	市町村の役割	国保連合会の役割
資格管理	・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・国保の被保険者の資格を管理	・保険者の事務の共同電算処理
保険税の決定、賦課・徴収	・市町村ごとの標準保険税率を算定・公表	・標準保険税率を参考に保険税率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収	・保険税の適正な算定への支援
保険給付	・保険給付に必要な費用を市町村に全額支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担の減免	・診療報酬の審査支払業務 ・レセプト点検の支援
保健事業	・市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握 ・市町村の保健事業の運営が適切に行われるよう必要な助言・支援 ・市町村における健康・医療情報の横断的・総合的な分析	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 ・健康・医療情報の活用及びPDCAサイクルに沿った事業運営 ・生活習慣病対策としての重症化予防等の推進 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・データヘルス計画の策定	・特定健診・特定保健指導に係る費用の支払及びデータ管理 ・KDBシステムを活用した統計情報や個人の健康に関するデータの作成 ・データヘルス計画の策定・評価の支援

(3) 国民健康保険特別会計の運営

例：1万円の治療の現物給付の流れ



(4) 国民健康保険制度と保健事業

国民健康保険制度の目的

被保険者の疾病・負傷に対する必要な医療の給付を行うこと（保険給付）

- ・ 高額療養費の支給
- ・ 療養費の支給
- ・ 出産育児一時金の支給
- ・ 葬祭費の支給

など



医療の給付の対象となる保険事故の発生を未然に防止し、又は重症化を予防すること（保健事業）

戸田市国民健康保険第3期データヘルス計画

計画期間：令和6年度～令和11年度

戸田市国保の被保険者の健康寿命の延伸を目的として、以下の事業を実施

特定健康診査受診率向上対策事業

特定保健指導実施率向上対策事業

糖尿病性腎症重症化予防対策事業

生活習慣病重症化予防対策事業

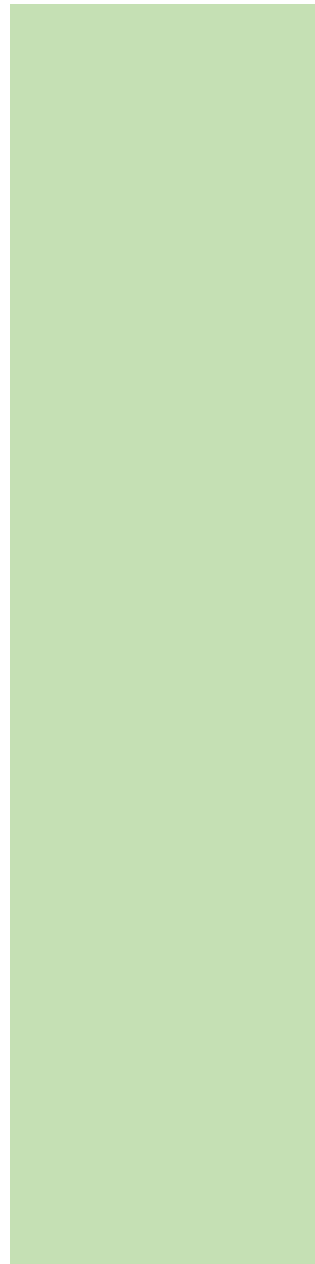
適正受診・適正服薬促進事業

ジェネリック医薬品利用促進事業

地域包括ケア及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的

実施に関する取組

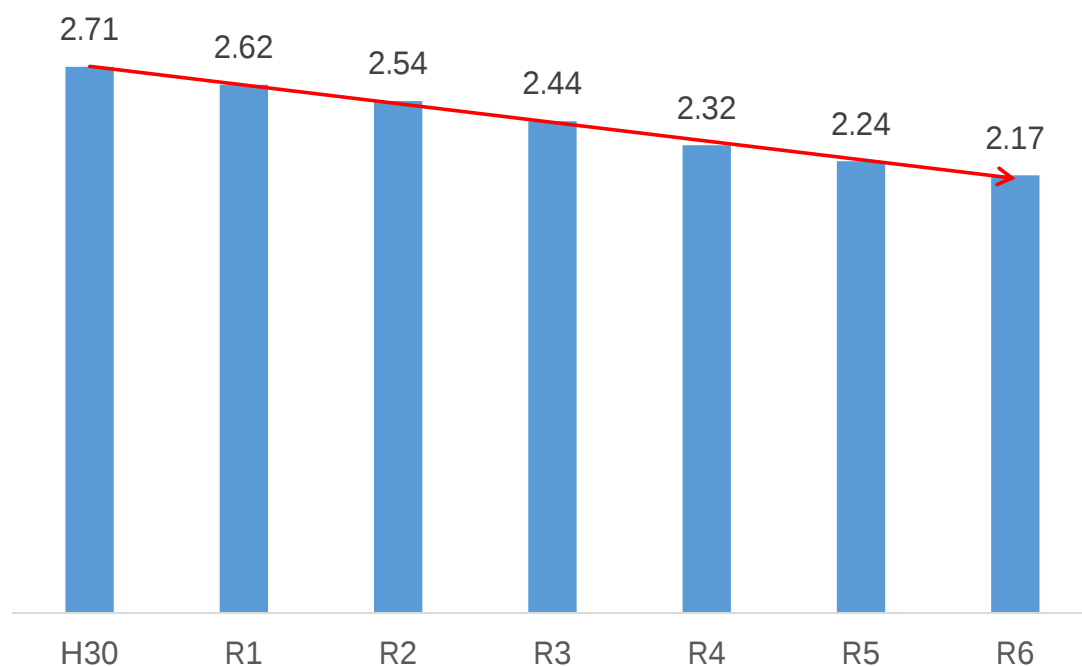
3 戸田市国保の現状



(1) 戸田市国保の被保険者数

戸田市国保の被保険者数の推移

(単位 : 万人)



令和 6 年度末 2 1, 6 7 4 人

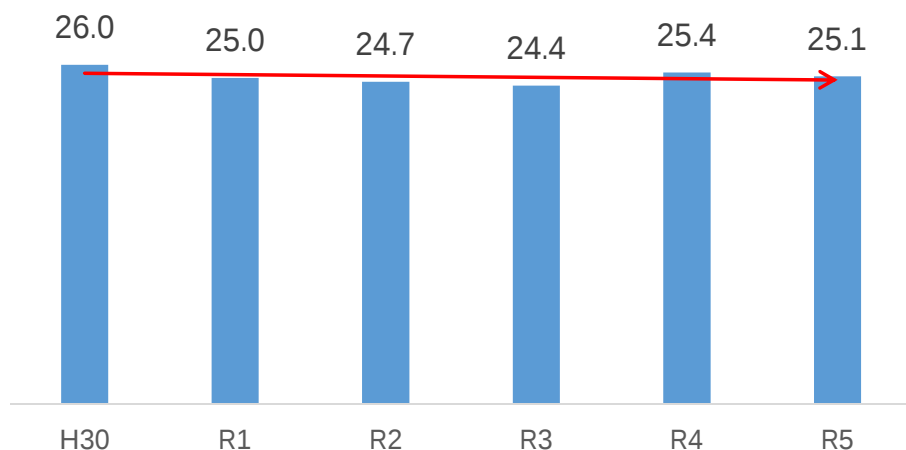
後期高齢者医療制度への移行、被用者保険への転出等により、減少傾向にある。(平成 3 0 年度以降、約 2 0 % の減)

(2) 国保制度の課題と戸田市の現状

【A】医療費適正化の更なる推進

戸田市の国保税収入（現年分）の推移

（単位：億円）

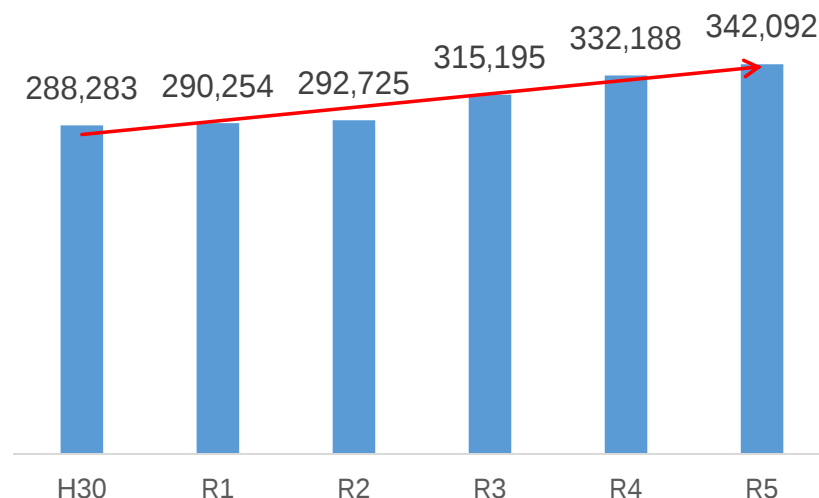


令和5年度 2,507,497,639円

被保険者の減少・所得の増減・収納率の向上・税率改正等、複数の要因を反映しているが、結果としては、ほぼ横ばいである。

戸田市国保の被保険者1人当たり医療費

（単位：円）



令和5年度 342,092円/年

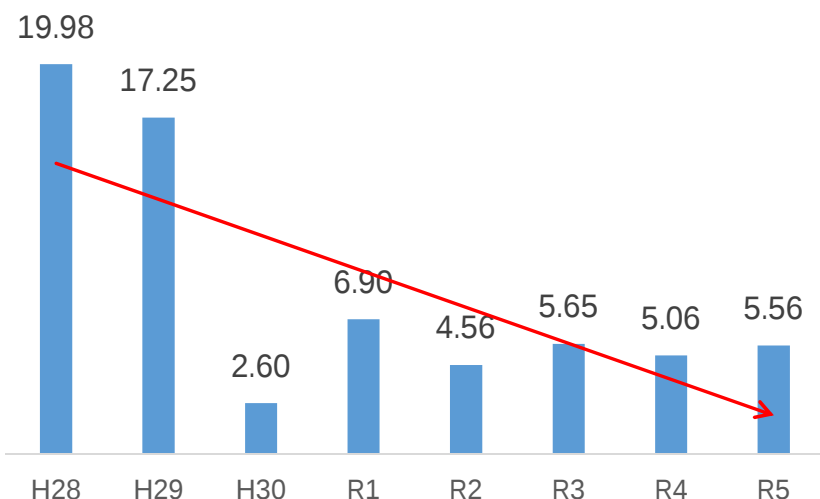
戸田市の国保の被保険者全体の1人当たり医療費は、県内では低額ではあるものの、増加傾向にある。

(2) 国保制度の課題と戸田市の現状

【B】 法定外繰入の解消

その他繰入金の額の推移

(単位 : 億円)

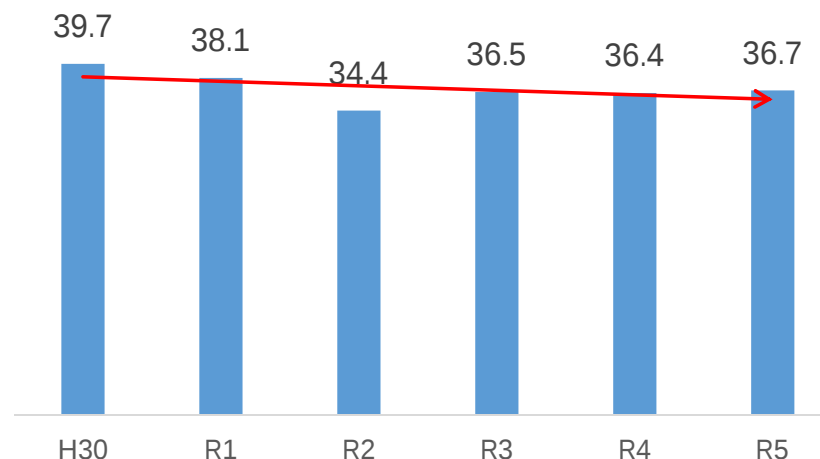


令和5年度その他繰入金 556,311,000円

国保改革により国や県からの財政支援が拡充し、ピーク時から大幅に減少しているが、令和5年度時点で、5億円超の法定外繰入を行っている。

納付金の額の推移

(単位 : 億円)



令和5年度納付金 3,672,404,499円

被保険者数の減少にかかわらず、納付金はほぼ横ばいの状況が続いている。

(2) 国保制度の課題と戸田市の現状

【C】保険税水準の統一に向けた議論

平成 3 0 年度以降、 3 回税率改正を実施しているが、医療分の所得割率以外は県平均を下回っている。

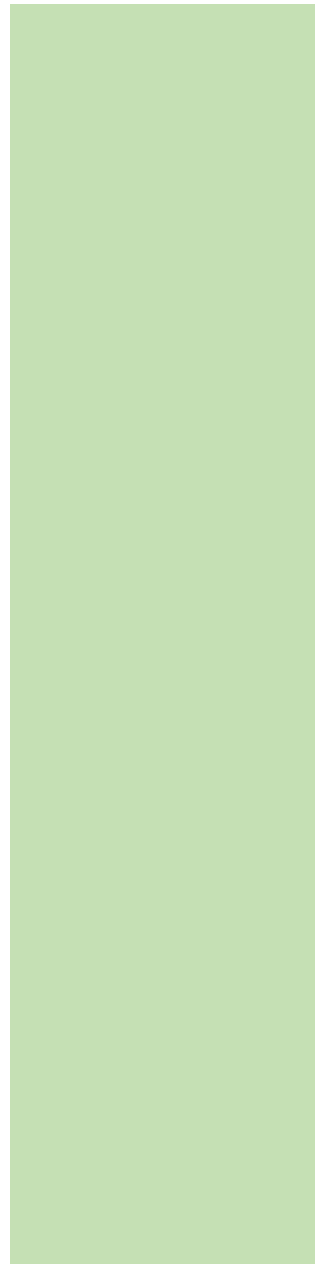
		H29以前	H30改正	R4改正	R5改正	R7	県平均
医療分	所得割率	6.6%	8.0%			8.0%	7.14%
	均等割額	18,000円	2,0000円	25,900円	31,800円	31,800円	33,924円
後期分	所得割率	1.35%	1.6%			1.6%	2.52%
	均等割額	9,000円	9,500円			9,500円	13,470円
介護分	所得割率	1.2%	1.42%			1.42%	2.18%
	均等割額	11,500円	12,500円			12,500円	14,589円

「医療分」：国保の被保険者の医療費に充てられるもの

「後期分」：後期高齢者医療制度の被保険者の医療費に宛てられるもの

「介護分」：介護保険の第 2 号被保険者（ 4 0 歳から 6 4 歳までの方 ）の介護保険料に充てられるもの

4 埼玉県国民健康保険運営方針と 保険税水準の統一



(1) 保険税水準の統一

国の方針

- ・ 国保の都道府県単位化の趣旨の深化を図るため、令和 6 年度から令和 1 1 年度までを保険税水準の統一に向けた取組を加速化させる期間と位置づけ、地方の取組を支援
- ・ 令和 1 5 年度までに完全統一を目指す
- ・ 保険者努力支援制度で保険税水準の統一に係るインセンティブを強化

保険税水準の統一の定義

原則として、同じ世帯構成や所得であれば同じ保険税となることを「保険税水準の統一」としている。

保険税水準の統一を目指す理由

- ・ 一部の市町村において高額な医療費が発生した場合においても、保険税の変動が抑えられ、財政の安定化につながる
- ・ 県内どこに住んでいても、被保険者として一定のサービスが受けられる。

統一の進め方

- ・ 保険税水準の統一により被保険者の負担が大きく変動する場合がある。
- ・ 県内全ての市町村が同一水準の被保険者サービスの提供や医療費適正化対策などに取り組む必要がある。
- ・ 直ちに保険税水準を統一することはせず、3 段階に分けて進めていく。

(2) 埼玉県国民健康保険運営方針 (第 3 期) の概要

基本的事項

- ア 概要 県と市町村が国民健康保険を共同運営する際の統一的な指針
- イ 根拠規定 国民健康保険法第 8 2 条の 2
- ウ 対象期間 令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 1 2 年 3 月 3 1 日

医療費の見通し

被保険者 1 人当たりの医療費
被保険者の高齢化や医療の高度化等に伴い、増加見込み

医療費の総額
被保険者数は減少するが、1 人当たり医療費の増加に伴い、増加見込み

	令和 3 年度	令和 1 1 年度
1 人当たり医療費	35.9 万円	40.3 万円
医療費総額	5,491 億円	5,493 億円
被保険者数	152.9 万人	136.2 万人

保険税水準の統一

完全統一に向けて 3 段階に分けて進める



令和 6 年度 ~ 納付金ベースの統一
納付金の算定に医療費水準の差

令和 9 年度 ~ 準統一
収納率の差以外の部分を統一

- ・ 賦課方式を 2 方式に統一
- ・ 賦課限度額を政令で定める金額で統一
- ・ その他繰入金の繰入れを実施しない
- ・ 全市町村で同一水準の保健事業の実施を目指す

令和 1 2 年度 ~ 完全統一
県内市町村間の収納率の差を縮小し、保険税率を統一

(3) 保険税水準の統一に向けての主な取組

保険税率	段階的な税率改正等による市町村標準保険税率との乖離の是正
賦課方式	2 方式に統一（均等割・所得割） 3 方式（均等割・所得割・平等割） 4 方式（均等割・所得割・平等割・資産割）
賦課限度額	政令（地方税法施行令）で定める金額で統一（政令と同日から適用）
法定外繰入	令和 8 年度までに解消
保健事業	全市町村における同一水準の被保険者サービスの提供

(4) 近隣自治体の対応状況

埼玉県国民健康保険運営方針への対応状況

	県の統一基準	さいたま市	川口市	和光市	蕨市	朝霞市	戸田市
賦課方式	2 方式	○	○	○	× (4 方式)	× (4 方式)	○
賦課限度額	政令で定める額	○	×	○	×	×	○
保険税率	標準保険税率						

- ・ どの自治体も保険税率は標準保険税率に達していない
- ・ 統一に向けては、賦課方式や賦課限度額の対応も必要である

県の統一基準

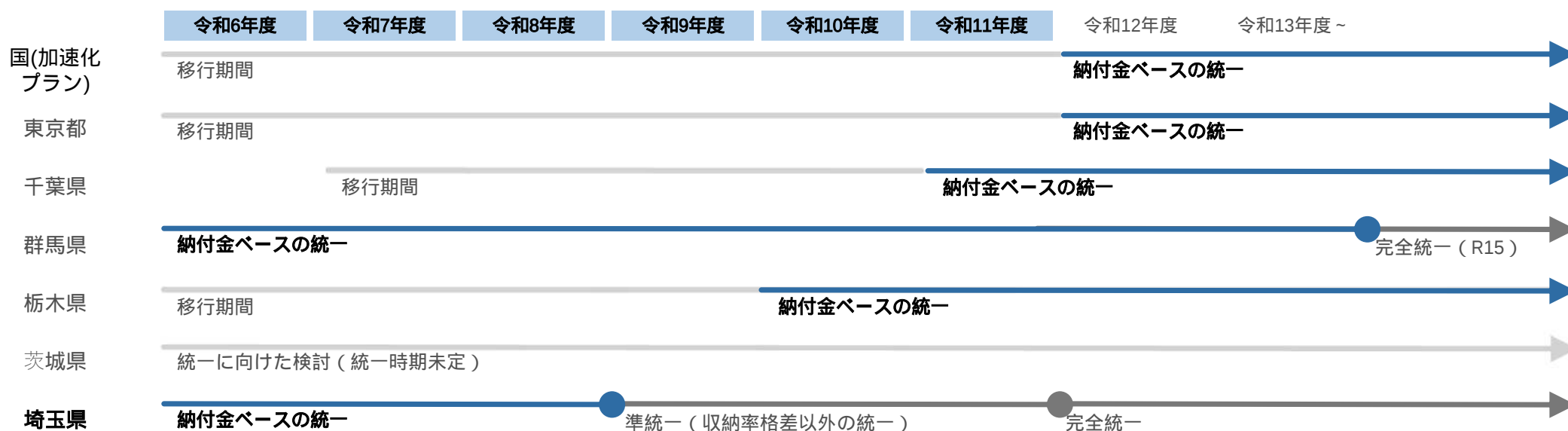
賦課方式は、所得割・均等割の 2 方式

賦課限度額は、地方税法施行令の規定による限度額

保険税率は、標準保険税率に統一

(4) 近隣自治体の対応状況

近隣都県の保険税水準の統一の状況



近隣都県と比較すると、埼玉県のみが令和 1 2 年度からの完全統一を目標としており、国が示している加速化プランよりも先行している状況である。

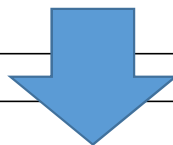
5 戸田市の国民健康保険税の課題



(1) 子ども・子育て支援金制度への対応

子ども・子育て支援金制度の概要

社会全体でこども・子育て世帯を応援していくため、「こども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充の財源の一部として「子ども・子育て支援金」が充てられることになります。この支援金制度は、令和8年度から令和10年度までにかけて段階的に構築され、高齢者や事業主を含む全世代・全経済主体から、医療保険料と併せて所得に応じた拠出（子ども・子育て支援納付金）が必要となる。



子ども・子育て支援納付金の総額のうち、被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安は、令和8年度は概ね6,000億円、令和9年度は概ね8,000億円、令和10年度は概ね1兆円とされている。

政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。

1人当たり見込み額（月額）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円

(2) その他繰入金の削減・解消

埼玉県国民健康保険運営方針では、その他繰入金の令和 8 年度までの解消を目指している。戸田市国保におけるその他繰入金が消滅できない理由としては、以下が挙げられる。

国保税収入の不足

納付金に対する国保税収入の割合（令和 5 年度）

さいたま市	保険税 納付金	226億円 309億円	73.16%	
川口市	保険税 納付金	111億円 163億円	68.26%	
蕨市	保険税 納付金	15億円 22億円	67.57%	
和光市	保険税 納付金	14億円 20億円	72.13%	
朝霞市	保険税 納付金	24億円 34億円	71.57%	
戸田市	保険税 納付金	25億円 37億円	68.28%	

近隣自治体も本市と同様で、納付金に対する保険税収入の割合は、概ね 7 割前後である。

納付金が高額であること

保険給付に対する納付金の割合（令和 5 年度）

さいたま市	保険給付 納付金	684億円 309億円	45.18%	
川口市	保険給付 納付金	339億円 163億円	47.94%	
蕨市	保険給付 納付金	46億円 22億円	47.70%	
和光市	保険給付 納付金	39億円 20億円	51.44%	
朝霞市	保険給付 納付金	72億円 34億円	47.60%	
戸田市	保険給付 納付金	66億円 37億円	55.62%	

本市の保険給付に対する納付金の割合は、近隣自治体と比較して明らかに高い。本市は、所得水準が高く医療費水準が低いため、所得水準が低く医療費水準が高い自治体の医療費を負担している形となる。

(3) 適正な保険税率の検討

埼玉県国民健康保険運営方針では、令和9年度からの準統一を目指しているが、収納率格差以外の項目が統一された保険税率は、現時点では、県から具体的に示されていない状況である。

本市の保険税率は、近隣自治体と比較すると、介護分の所得割率を除いて平均的な保険税率となっている。

近隣市との比較①

(医療分+後期分)	所得割率	均等割額
さいたま市	9.73%	51,800円
川口市	9.95%	37,000円
蕨市	8.60%	47,000円
和光市	9.60%	36,000円
朝霞市	9.90%	34,000円
平均	9.56%	41,160円
戸田市	9.60%	41,300円

近隣自治体の平均と比べて、所得割率・均等割額ともに上回っている。

近隣市との比較②

(介護分)	所得割率	均等割額
さいたま市	2.24%	14,600円
川口市	1.30%	13,000円
蕨市	2.20%	12,000円
和光市	1.80%	12,000円
朝霞市	2.00%	12,000円
平均	1.91%	12,720円
戸田市	1.42%	12,500円

近隣自治体の平均と比べて、所得割率が約0.5ポイント、均等割額が220円下回っている。

(4) 令和 9 年度標準保険税率の推計に基づく試算

埼玉県から示された令和 9 年度の推計データを基に、3 年間をかけて均等に税率を引き上げた場合で試算

(戸田市国保の税率)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医療分	所得割	8.00%	8.32%	8.64%	8.95%
	均等割	31,800円	38,168円	44,536円	50,904円
後期分	所得割	1.60%	2.17%	2.74%	3.30%
	均等割	9,500円	12,430円	15,361円	18,291円
介護分	所得割	1.42%	1.97%	2.52%	3.07%
	均等割	12,500円	14,639円	16,778円	20,227円

(モデル世帯による試算)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	引上げ額計
単身世帯	226,814円	260,859円	294,905円	329,946円	103,132円
増減	-	34,045円	34,046円	35,041円	
夫婦世帯	96,020円	110,391円	124,763円	139,020円	43,000円
増減	-	14,371円	14,372円	14,257円	
3人家族世帯	432,114円	501,294円	570,477円	641,763円	209,649円
増減	-	69,180円	69,183円	71,286円	

県が試算に用いているモデル世帯

- (単身世帯) 45歳 所得200万円
- (夫婦世帯) 夫70歳・妻70歳 所得100万円
- (3人家族世帯) 40代夫婦・子10歳 所得300万円